

つくばみらい市立伊奈中学校いじめ防止基本方針

1 めあて

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを生徒に認識させ、他者を思いやる心情を育てる。
- (2) すべての生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む体制づくりに努める。

2 いじめの定義

いじめとは、生徒が特定の生徒に対し心理的又は物理的に影響を与える行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものも含む。）であって、当該生徒に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。

心身の苦痛を与える行為には、通常苦痛を感じないが当該行為を受けた生徒が苦痛と感じることを知りながら行うことを含む。

3 基本姿勢

- (1) 教員は、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させなければならない。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるとの認識を生徒に持たせなければならない。
- (2) 教員は、いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられる恐れがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを言葉と態度で示さなければならない。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、教師、親等に必ず相談するようすること、（まして、自分を傷つけたり、死を選択するようなことは絶対にあってはならないこと）をメッセージとして生徒に伝えなければならない。
- (3) 教員は、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜び等について適切に指導しなければならない。特に、道徳教育、心の教育を通して指導の充実に努めなければならない。また、ボランティア活動や自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を積極的に取り入れて指導しなければならない。

4 いじめに関する基本認識

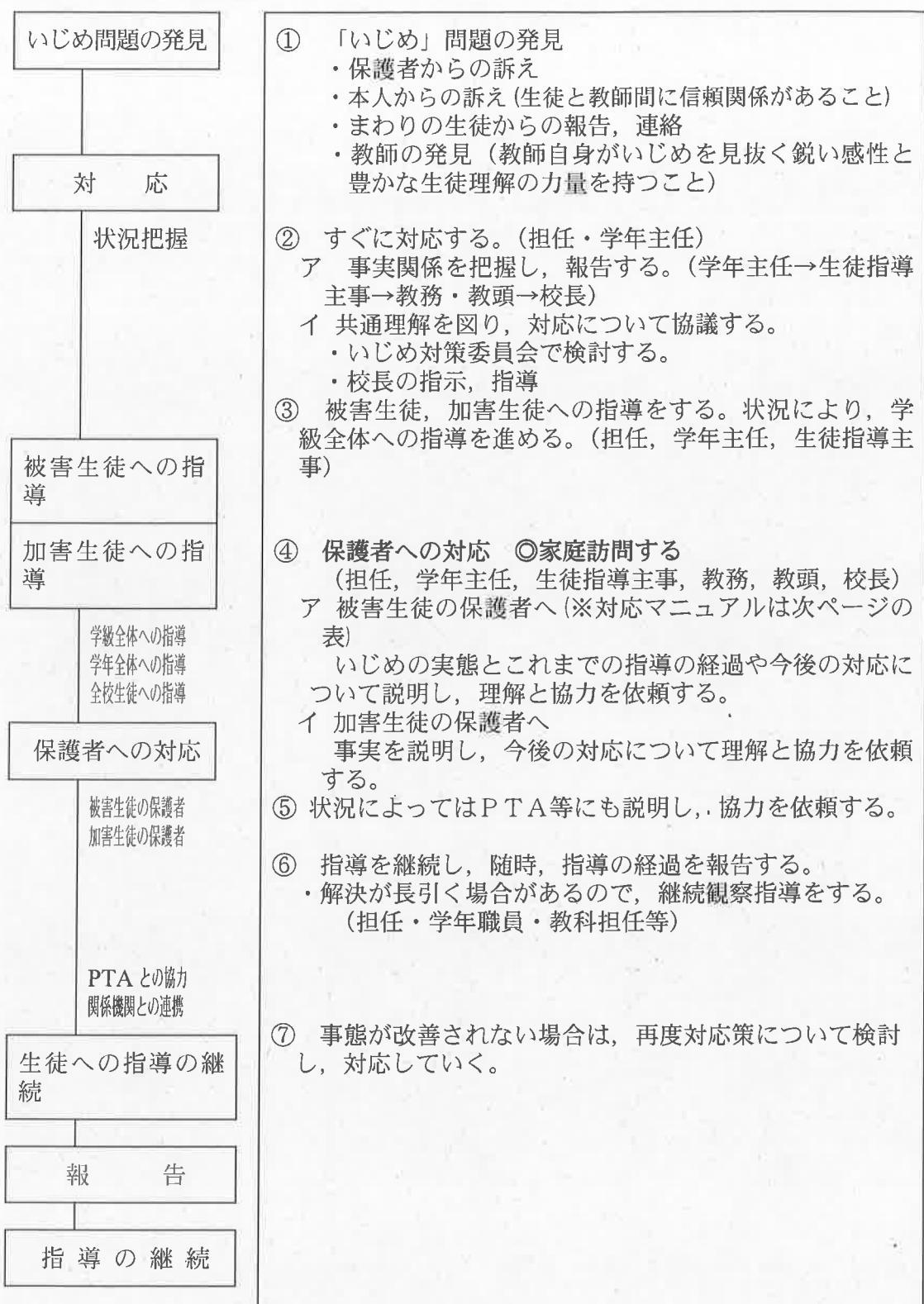
- (1) いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行うこと。
生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するように努める。自分の学級や学校にも深刻ないじめ事件が発生しうるという意識を常に持つ。なお、いじめの件数が少ないとのみをもって問題なしとするのは早計である。
- (2) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることのすばらしさや喜びなどについて指導する。

5 こんな教師でありたい

- 生徒に寄り添い、一緒に活動しよう。
- 生徒の喜怒哀楽に共感しよう。
- 常に生徒の身になって考えるよう努めよう。
- 生徒の努力を認め、温かい言葉かけをしよう。
- 教師自身が正しくていねいな言葉づかいをしよう。
- 家庭学習等には必ず目を通し、励ましの言葉を一言添えて返そう。

6 いじめ防止に向けての取組

(1) いじめへの対応



(2)保護者との対応について 《これだけは絶対に気をつけよう》

① 基本姿勢は、保護者の訴えに素直に耳を傾けること。

② 保護者との対応『べからず集』

ア いじめの認識に欠ける発言

「ふざけているだけですよ」「さわぎすぎです」「過敏すぎますよ」

イ 感性・生徒理解力を問われる発言

「いじめなんかじやありませんよ」「本人は何も言ってないでしょう」

ウ 被害者保護者優先を理解していない発言

「いじめられる側にも問題があるのです」「喧嘩は両成敗ですから」

エ 被害者の心情に共感できない発言

「良い経験です」「我慢も大切なんです」「もっと強い心を持ってもらわないと」

オ 自己防衛的な発言

「一生懸命やっているんですがねえ」「本校(学級)にいじめがあるはずはない」

カ 具体性のない発言

「温かな人間関係に包まれた学級にします」「自他の人権を尊重できる生徒を育てます」

つくばみらい市立伊奈中学校いじめ対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成25年6月28日公布（同年9月28日施行）の「いじめ対策推進基本法」を受け、つくばみらい市立伊奈中学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、いじめはすべての学校に関する問題であるという認識に基づき、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努めるとともにいじめに関する事案に適切な解決を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
2 委員長には校長を、副委員長には教頭をもって充てる。
3 委員は、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭のほか校長が指名する職員によって構成する。

その他、校長の判断により、必要に応じて、人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

- 4 委員長は、本会を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(取組内容)

第4条 委員会は、いじめの未然防止・早期発見及びいじめが起きた場合の適切かつ迅速な対処ができるとをめざして、次の各号に掲げる取組を遂行する。

- (1) いじめの未然防止と早期発見の体制整備及び取り組み
- (2) いじめの状況把握（アンケート実施を含む）と分析
- (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを行った生徒に対する指導
- (5) 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携
- (6) その他いじめ防止に係わること。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。
2 毎月1回開催する。ただし、取り組み状況により委員長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
3 委員会は、主宰する委員長が議長となる。
4 いじめ発見の場合は、委員長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的に迅速な対応をする。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において必要と認める場合は、関係職員及び関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

いじめ対策委員会の構造図

